

# 地域協議会制度方針

平成25年6月

小牧市

## 〈目次〉

1. **本市の現状と課題** ..... P 1
  - 1) 地域の絆力の低下
  - 2) 少子高齢化と人口減少の進行
2. **設立の目的 ～地域で助け合う・支えあうための新しい仕組みづくり～** ... P 2
3. **設立の効果** ..... P 3
  - 1) 意識高揚 ～誇りと愛着のある地域づくり～
  - 2) 相互補完 ～相乗効果を生み出す地域づくり～
  - 3) 課題解決 ～自ら取り組む特性を活かした地域づくり～
4. **地域協議会の単位** ..... P 4
5. **地域協議会のイメージ** ..... P 5
  - 1) 各種団体との関係
  - 2) 組織体制
6. **地域協議会の役割** ..... P 6
  - 1) 地域づくりミーティングの開催
  - 2) 地域ビジョンの策定
  - 3) 地域づくり事業の企画・実施
7. **区との関係性** ..... P 7
8. **地域協議会への支援** ..... P 8～P 11
  - 1) 財政支援
  - 2) 市職員（地域パートナー）による支援
  - 3) 活動拠点と事務員
9. **地域協議会の委員** ..... P 12
10. **地域活動ポイント制度** ..... P 12
11. **地域協議会の規約** ..... P 13
12. **その他** ..... P 13
  - 1) 備品購入について
  - 2) 車両の取り扱いについて
13. **設立スケジュール** ..... P 14

## 1. 本市の現状と課題

### 1) 地域の絆力の低下

近年、都市化の進展やライフスタイルの変化、価値観の多様化などにより地域住民同士の交流が減少し、地域が本来もっている相互扶助の機能すなわち“絆力”が低下傾向にあります。

この要因として、

- 核家族化や共働き世帯の増加
  - ライフスタイルの変化
  - 自らの価値観を大切に行動する傾向の強まり
  - プライバシーや個人情報に対する意識の高まり
- などが挙げられます。

また、これらの要因により

- 地域活動に対する参加率や参加意識の低下
  - 地域を支える地縁組織の組織力の低下
  - 地域での子どもの見守りやはぐくみなど「地域の教育力」の低下
  - 自助・共助による災害や犯罪への備え不足
  - 気軽に悩みを相談したり、助け合う近所づきあい関係の低下
- など、多様な地域課題が生じつつあります。

本市の地域自治の基礎となる区（自治会）では、防犯灯やごみ集積場の設置・維持管理、また、夏祭りや防災訓練の開催など、様々な活動が行われています。

しかしながら、区（自治会）の加入率は、現在、80%を超えているものの、年々、低下傾向にあります。

また、「役員のなり手不足」や「行事を開催しても特定の人しか参加しない」などの悩みを抱えている区（自治会）も少なくありません。

さらに、区（自治会）に限らず老人会や子ども会など、既存の各種団体についても役員の固定化や会員の減少などといった問題から組織力が低下しつつあります。

その一方で、平成23年3月11日の東日本大震災により、地域ぐるみの相互扶助の重要性が見直され、日頃から地域の絆を育むことの必要性が高まっています。

## 2) 少子高齢化と人口減少の進行

平成22年(2010年)の日本の合計特殊出生率(一人の女性が生涯に産む子供の数)は1.39で、人口を維持するために必要な数値2.08を大きく下回っています。

また、高齢化率(65歳以上の人口割合)は23%で、団塊世代が75歳に達する平成34年(2022年)頃には、高齢化率が約30%になると推計されており、日本の人口は右肩上がりの時代から、本格的な人口減少・少子高齢化社会を迎えつつあります。

本市の平成22年(2010年)の合計特殊出生率は1.36で、全国とほぼ同水準です。また、平成24年(2012年)の高齢化率は約19%です。21%以上が超高齢社会と言われるなか、本市も数年後には21%を超え、さらに平成32年(2020年)頃には25%を超えると予想されています。

高齢化や核家族化が進み、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増えていくと、災害や介護に対する不安が高まったり、日常生活における困りごとが増えるなど、様々な問題が深刻化していくことが懸念されます。

また、少子化の進行により生産年齢人口(働き世代の人口)が減少するため税収も減少し、一方で高齢化が進行するため高齢者福祉などにかかる福祉関連経費が増加していくことも予想されます。

## 2. 設立の目的 ～地域で助け合う・支えあうための新しい仕組みづくり～

このように、「地域の絆力の低下」や「人口減少と少子高齢化の同時進行」により、将来、行政の力だけでは、「安心して暮らし続けられる地域づくり」が困難になることが予想されます。

地域協議会など新しいコミュニティづくりへの取組みは、合併、財政のひっ迫や自治会加入率の低下を背景に、全国の自治体で先進的に取組まれています。組織が立ち上がり、活動が軌道に乗るまでに相当の時間を要しているのが現状です。

そのため、本市に活力のある今のうちから、「**地域で助け合う・支えあうための新しい仕組みづくり**」に取組む必要があります。

本市の地域協議会は、区(自治会)をはじめ、既存の地域団体の活動の実態を十分踏まえながら、次ページの効果を発揮する組織とします。

### 3. 設立の効果

#### 1) 意識高揚 ～誇りと愛着のある地域づくり～

区をはじめとする各種地域団体や地域で活動している地域住民が、話し合いや交流を通じて、自らの地域課題を抽出し、解決に向けて自ら取組むことにより地域への誇りや愛着心を醸成します。

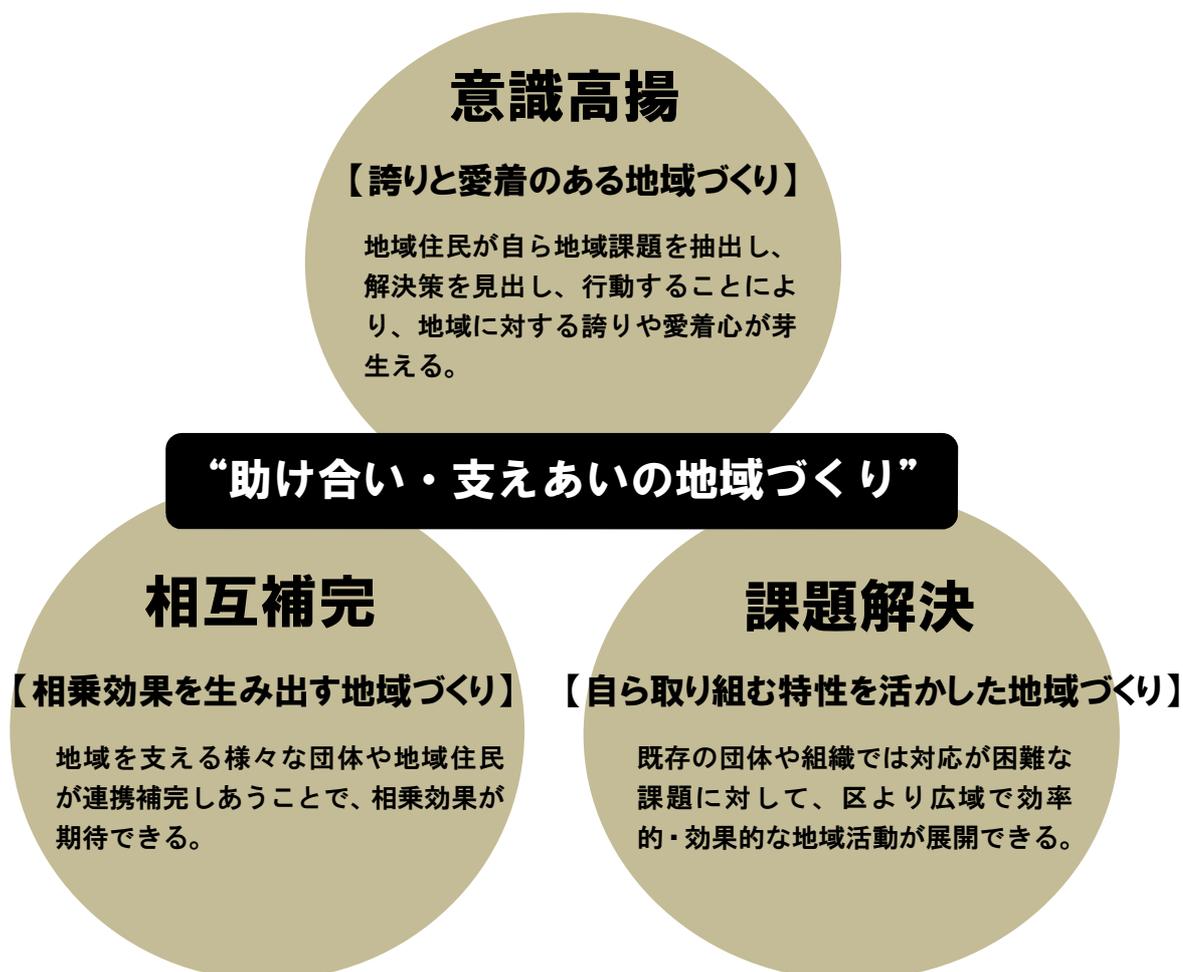
#### 2) 相互補完 ～相乗効果を生み出す地域づくり～

区、老人会、子ども会、PTA などの各種地域団体や、民生児童委員、保健連絡員などの地域を支える団体・個人が、相互に補完しあい力を合わせることで、相乗効果を生み出します。

#### 3) 課題解決 ～自ら取り組む特性を活かした地域づくり～

画一的、均一的なサービスが求められる行政では取組みが困難な事業や、既存組織では対応が難しい地域課題に対して、区よりも一回り大きな単位で、効率的・効果的に地域活動を展開していきます。

#### 『想定される効果のイメージ』



## 4. 地域協議会の単位

地域協議会の単位は、区の単位より一回り大きい「小学校区」を基本とします。  
小学校区を単位とするメリットは次のとおりです。

- 範囲が分かりやすく、「自分の地域」という意識を持ちやすい。
- 子どもとその父母世代、祖父母世代の「三世代つながり」が期待できる。
- 小学校との連携が図りやすい。

ただし、区と小学校区との境界が一致していない地域や、既にコミュニティ組織が活発に活動している地域（西部・南部コミュニティ運営協議会、三ッ淵学区コミュニティ推進協議会）については、区やその他既存の組織と十分に調整を図ります。

### 参考：『組織単位別のメリット・デメリット』

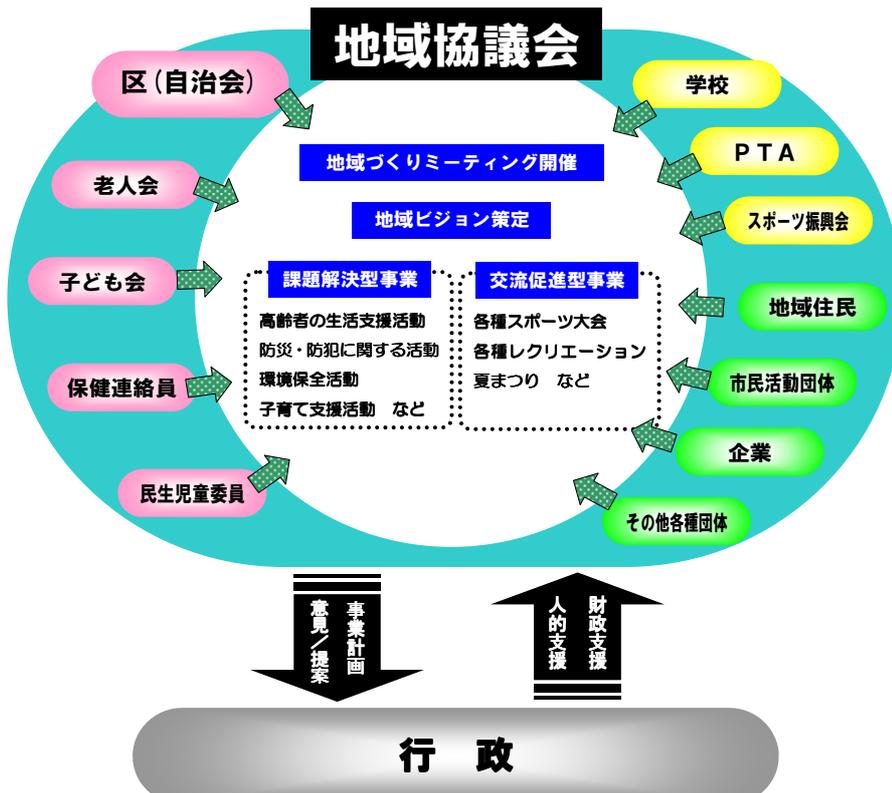
組織単位		メリット	デメリット
地区区長会 (6地区)	規模 大 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区区長会の単位であり、地区会長を中心に既に組織化されている。</li> <li>・地域包括支援センターや民生児童委員など福祉関係の単位と概ね一致している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内に複数の学校が存在するため学校との連携が図りづらい。</li> <li>・区をはじめ、老人会、子ども会などの既存団体が多いため組織が大きくなる。</li> <li>・住民にとって範囲がわかりづらい。</li> <li>・範囲が広い。</li> </ul>
中学校区 (9校区)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・範囲が分かりやすい。</li> <li>・中学校との連携が図れる。</li> <li>・青少年健全育成会活動など、中学校区を単位とした活動と連携しやすい。</li> <li>・南部・西部コミュニティの範囲と概ね一致する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区との境界が不一致。</li> <li>・学校区内の各地域で課題が異なる。</li> <li>・範囲が広い。</li> <li>・子ども会やスポーツ振興会など小学校単位で活動している団体が中学校区単位に分かれるなど参加しにくい。</li> </ul>
小学校区 (16校区)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・区の次に広い範囲でわかりやすい。</li> <li>・小学校との連携が図れる。</li> <li>・子ども会やスポーツ振興会の単位と一致する。</li> <li>・子どもを核に3世代が繋がる。</li> <li>・子どもが歩いていける範囲である。</li> <li>・地域福祉活動計画の単位と一致する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区との境界が不一致。</li> <li>・南部・西部コミュニティが分割される。</li> <li>・学校区内の各地域で課題が異なる。</li> </ul>
複数の区		<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の区を中心に、区の境界に合わせて組織化できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区の判断で自主的につながる必要があり、全市的な整合が図りにくい。</li> <li>・規模の大小の差が大きくなり、また空白地域が生ずる懸念がある。</li> </ul>
区 (128区)	小		

## 5. 地域協議会のイメージ

地域協議会は、区をはじめ、地域の各種団体や住民が連携協力し、様々な分野で地域課題の解決などに向けて、知恵と力を出し合っていく組織です。

なお、組織イメージは、あくまでも例示であり、参加団体や役員構成、部会の数などは、それぞれの地域協議会の話し合いの中で決めていきます。

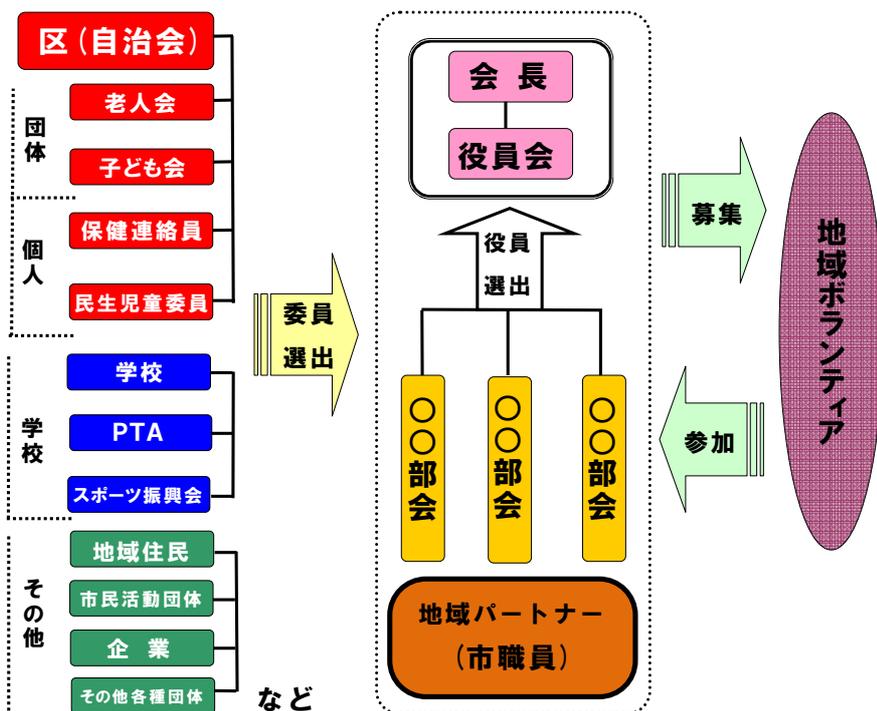
### 1) 各種団体との関係



区や地域の各種団体は、地域協議会の構成団体として地域協議会に参加し、地域の情報共有を図るとともに地域課題の解決に向けて取組めます。

行政は、地域協議会での取組みに対して、人的支援や財政支援を行います。

### 2) 組織体制



各団体から選出された委員により、地域協議会の役員会や、地域課題の分野ごとに部会を組織し、事業を企画・実施します。

なお、「地域パートナー」として市職員も会議に参加し、情報提供などの支援を行います。

また、事業実施に協力していただくボランティアが集まるような仕組みを構築していきます。

## 6. 地域協議会の役割

地域協議会は、次に掲げる役割を担います。

### 1) 地域づくりミーティングの開催

地域が助け合い・支えあうまちづくりを行うためには、まずは地域住民が自分たちの地域のことをよく知り、地域の長所や短所を皆で共有することが重要です。

地域の様々な団体や多様な世代の住民が一堂に会し、自らの地域の特性、課題やその解決策、将来の方向性などについて意見交換をする場となる「地域づくりミーティング」を開催します。

### 2) 地域ビジョンの策定

地域づくりミーティングの話し合いの中で、地域の課題を抽出します。

そして、その解決に向け、みんなでつくる地域の将来像や課題解決の方策などをまとめた「地域ビジョン」を策定し、地域全体で共有します。

### 3) 地域づくり事業の企画・実施

地域ビジョンに掲げた課題解決の方策に基づき、協議会が実施する様々な事業を「地域づくり事業」と位置付け、企画・実施します。

地域づくり事業は、次の2つのどちらかに位置付けます。

#### ① 課題解決型事業

様々な地域の課題解決のために実施する各種事業を企画・実施します。

**例：高齢者の生活支援活動、防災・防犯に関する活動、環境保全活動、子育て支援活動 など**

#### ② 交流促進型事業

地域住民が顔を合わせ交流し、つながりを深めるために実施する各種イベントを企画・実施します。

**例：各種スポーツ大会、各種レクリエーション、夏まつり など**

なお、事業の企画にあたっては、地域3あい事業など、各区や地域団体が実施している既存の事業の現状を踏まえつつ、より効率的・効果的な実施方法等についても地域で話し合います。

## 7. 区との関係性

一番身近な自治組織である区は、地域の成り立ちや歴史的な積み重ねの中で、地域の人と人、地域と人、さらには地域と行政をつなぐ地域活動の核として、地域づくりに大きな役割を果たしています。

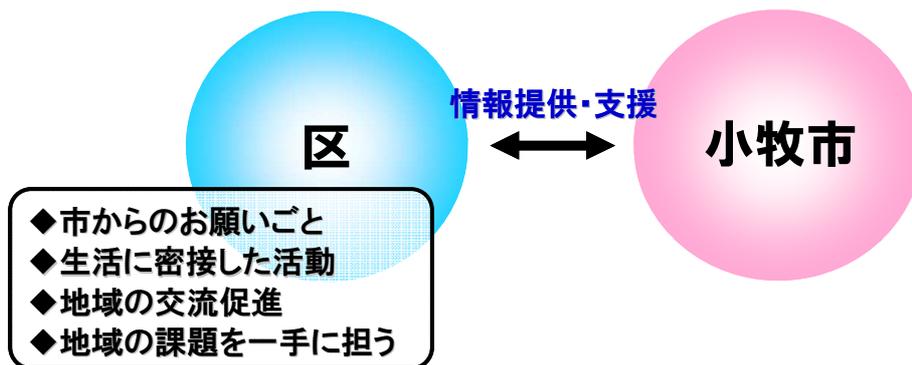
しかしながら、地域のつながりの希薄化や、地域活動に対する意識の変化などにより、区長など役員の担い手不足や、各種行事への参加者数の減少などが大きな課題となっています。

また、少子高齢化の進行や高齢単身世帯の増加などにより、従来の区や自治会の枠組みでは、将来的に対応が難しくなる課題も想定されます。

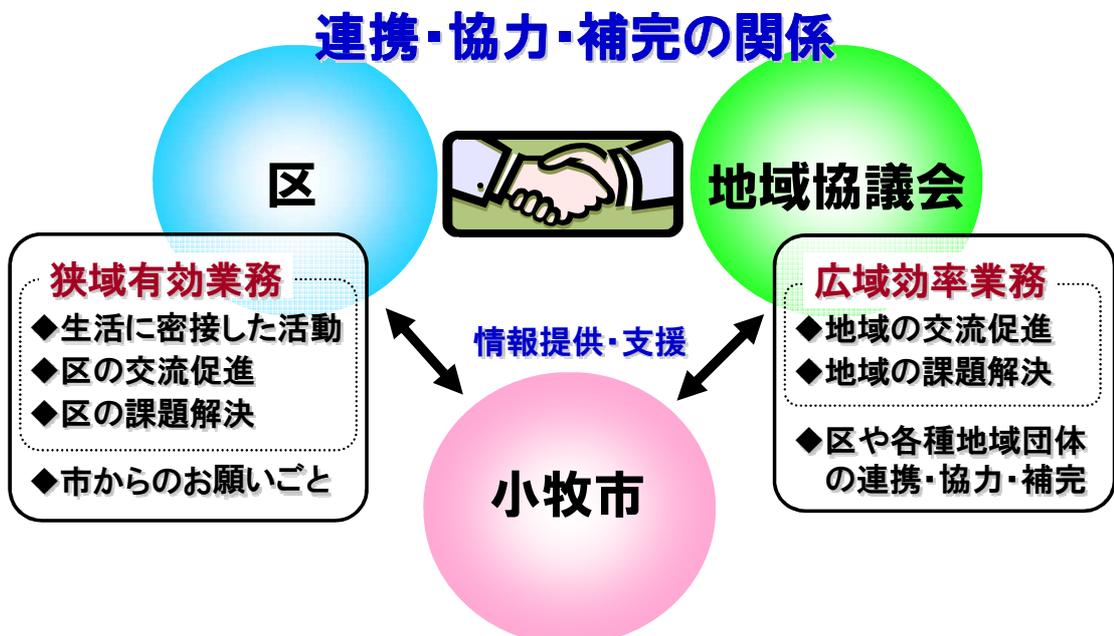
これらの課題に対して、区より一回り大きな単位で取組む方が効率的な業務（**広域効率業務**）がある一方、従来の区や自治会単位で取組んだ方が、きめ細かに対応できる業務（**狭域有効業務**）があると考えられます。

区と地域協議会は、互いに「助け合い・支えあいの地域づくり」を目指す主体として、相互に連携・協力・補完する関係を築くものであり、従来の区のあり方について、変更を求めるものではありません。

### これまで



### これから



## 8. 地域協議会への支援

地域協議会が、地域の課題の解決に継続的・安定的に取り組むため、市は次のとおり活動への支援を行います。ただし、支援については、定期的に検証し必要な改善を行うなど柔軟に対応します。

### 1) 財政支援

地域協議会が地域の課題解決に自ら取り組む事業に要する経費や、継続的な活動を担保するための運営経費として「**地域助け合い交付金**」制度を新設し、財政支援を行います。

●**予算** 総額を市民税の約1%相当額（約1億円）とします。

（地域協議会が全地域で設立された場合の上限額）

●**交付先** 各地域協議会に対して交付するものとします。

●**内訳** 下表のとおりとします。（各地域協議会の上限額）

交付金の分類		内 容	交付額	備考
地域 助け 合い 交付 金	① 地 域 へ の 事 業 費	課題解決型 事業費	均等割100万円 +各協議会の人口 割@260円	① から交流促進 事業費を引いた額
		交流促進型 事業費		① の上限額の 30%以内
	協議会 運営経費	各種消耗品、通信運搬 費、会議時の飲み物代 等、協議会の運営に要 する経費	50万円	
② 運 営 経 費	事務員 人件費	事務員の雇用に必要な 人件費	180万円	市の臨時職員の単 価に準じます。
	委員活動費	協議会の委員に対する 活動費	（区の数×3+10人）×1万2千円 を上限とし、協議会へ一括交付 ※実際の委員数が上限以内の場合には 実際の委員数×1万2千円を交付しま す。 ※上限額を超えた場合には、上限額まで しか交付しません。	

## <参考>

### ① 地域づくり事業費総額：約5,600万円

@定額100万円×16小学校区 = 1,600万円（均等割）  
+ @約260円 ×約15.3万人 =約4,000万円（人口割）  
約5,600万円（地域づくり事業費）

#### 例：人口規模1万人の地域協議会の場合

<地域づくり事業費の上限額>

均等割100万円+人口割（@260円×1万人）=360万円

<交流促進型事業費の上限額>

360万円×30%=108万円

### ② 運営経費総額：約4,400万円

@定額50万円 ×16小学校区 = 800万円（協議会運営経費）  
@定額180万円×16小学校区 = 2,880万円（事務員人件費）  
+ @1万2千円×委員数（上限あり） = 約663万円（委員活動費）  
約4,343万円（運営経費）

## ■人口割単価の算出根拠について

1億円（地域助け合い交付金総額）－4,400万円（運営経費総額）－1,600万円（地域づくり事業費均等割総額）＝4,000万円  
4,000万円÷153,000人（人口）＝@260円

## ■事務員人件費について

1協議会あたり1人工分の180万円とします。  
1人工分（時給880円×8時間×250日＝1,760,000円＝180万円）

## ■委員活動費の上限数の算出根拠について

区の数×3<区、子ども会、老人会>+10<民生児童委員、保健連絡員、交通委員、スポーツ振興会、PTA、公募、その他4名>

## ●交付のルール

- (1) 各地域協議会は、交付金限度額の範囲内で翌年度の事業計画・予算を作成します。協議会から提出された事業計画・予算については、地域協議会市民会議で審査します。審査を経た後に、市は予算化し、市議会の議決を経て、翌年度交付します。

当該年度				翌年度			
協議会	市民 会議	市	市議会	市	協議会	市	
事業計画 に基づき 経費算出	▶ 事業計 画審査	▶ 交付金 予算化	▶ 予算 議決	▶ 交付金 交付	▶ 事業 実施	▶ 残金 返還	

- (2) 事業実施の結果、交付金に不足を生じても追加交付しません。また、余剰金が生じた場合は、市に返還します。
- (3) 交付金の使途については、広く公開し、透明性を確保します。
- (4) 人口算定の基準は前年度の4月1日とします。
- (5) 交付金の対象とならない事業は次のとおりとします。

- 政治活動・宗教活動・営利を目的とした事業
- 国・地方公共団体および公益法人から他の制度による助成を受けている、または、受ける予定のある事業
- 特定の個人や団体が利益を受け、公益性がない事業
- 施設建設工事や道路築造工事、カーブミラー設置工事等のハード事業
- 予算が組織の運営経費に充てられている、または、物品購入のみが目的で、事業性がない事業
- 公序良俗に反する事業
- 市の条例や規則のほか、関係法令等に違反する恐れのある事業
- その他、市が交付金の使途として不適切と認めた事業

## ●その他

- (1) 上記交付金とは別に、必要に応じて1回限り、地域協議会の事務局設置に伴う諸経費（机、椅子、電話、パソコン、プリンター購入費など）として、50万円を限度に「地域協議会事務局開設準備交付金」を交付します。
- (2) 上記の備品については、地域協議会で管理を行います。

## 2) 市職員（地域パートナー）による支援

地域協議会の運営を円滑かつ効率的に進め、自主的・自立的な活動を促進するとともに、地域と市職員が互いに信頼関係を醸成し、協働した地域づくりを推進するため、通常業務と兼務した形で、市職員（地域パートナー）が地域協議会を

支援します。

支援の職員数は複数とし、期間をずらすなどして、地域協議会の活動の継続性や発展性を確保できるよう工夫します。また、市職員の連絡会議を随時開催することにより、地域協議会ごとの情報共有を行い、連携を深めるとともに、市職員の資質向上を図ります。

市職員の主な役割は次のとおりです。

- 地域協議会で実施される会議等への出席
- 地域ビジョン策定への参画
- 地域づくり事業の企画立案に関する支援
- 地域協議会の運営や活動への助言

### 3) 活動拠点と事務員

地域協議会に多くの地域団体や住民が参画し、継続的に交流や情報交換を行い、様々な地域活動を行うためには、会議室や事務所などを備えた活動拠点や事務員の配置が必要です。

#### ① 活動拠点

活動拠点については、当面の間、市民センターや地区会館などの既存の公共施設を活用します。また、将来的には小学校の空き教室の活用も検討していきます。

#### ② 事務員

地域協議会の様々な庶務事務や経理、各団体との連絡調整を行うため、地域助け合い交付金に事務員の人件費を見込み、地域協議会が雇用します。

##### ■事務員の業務は次の内容が想定されます。

- 会議の連絡調整、資料や会議録作成事務
- 事業計画書や事業報告書の作成事務
- 行政との連絡調整事務
- 地域ボランティアの調整事務
- その他、協議会に関する経理事務や庶務事務 など

(1) 事務員の勤務条件や募集人数等は、活動状況に応じて、地域協議会が自主的に決定し、採用することとします。

(2) 事務員は、それぞれの地域協議会で募集し、各地域協議会と雇用契約することとします。

## 9. 地域協議会の委員

地域協議会の委員構成については、区と十分に連携を図りつつ地域の人材が参加できるよう、次のとおり共通ルールを定めます。

- (1) 地域協議会の委員定数については、地域の実情や自主性を鑑み、特に上限は設定せず、各地域協議会で定めることとします。
- (2) 区と地域協議会の連携を図るため、各区から1名以上の委員を選出することとします。
- (3) 委員を決定する際は、各種団体からの選出委員のほか、必ず地域内で公募委員の募集を行うこととします。なお、募集人数は各地域協議会で定めることとします。
- (4) 代表者の任期は、2年とし、再任を妨げないこととします。
- (5) 委員活動費（上限あり）の配分方法は、各地域協議会で定めることとし、年度途中で委員の加入・脱退があった場合は、月割りで算出します。

## 10. 地域活動ポイント制度

地域協議会が活動を展開していくためには、誰もが気軽に参加できる環境づくりを進め、やる気のある人材を確保することが重要です。

そのため、地域協議会が企画・実施する地域づくり事業への協力者のやりがいや楽しみ、励みを促すような方策を地域協議会ごとで工夫し、「地域助け合い交付金」を活用できることとします。

また、地域協議会がさらに発展していくためには、新たな人材の発掘・育成を進めるとともに、地域協議会の様々な取組みが地域の活性化につながり、相乗効果を生み出す仕組みが求められます。

そのため、地域協議会が企画・実施する地域づくり事業への協力者に対し、その活動に応じてポイントを付与し、一定のポイントを特典として地域で利用可能とすることにより、地域の発展につなげる「地域活動ポイント制度」について、引き続き、検討を進めていきます。

## 11. 地域協議会の規約

地域協議会の委員定数や部会の構成、運営方法などは、それぞれの地域協議会で個別に定めますが、次の項目については、全地域協議会の共通ルールとします。

項目	規定する内容
設立の承認	・ 設立時には地域内のすべての区の承認と参加を得る。
構成員	・ 法人を含む地域内のすべての住民を構成員とする。
会計年度	・ 会計年度は4月1日から3月31日とする。
その他	・ 「交流促進型」と「課題解決型」の事業分類は市民会議にて行う。

(個別ルールの例示)

- ・ 地域協議会の目的や事業内容に関する事項
- ・ 役員構成や定数、任期、部会構成など組織に関する事項
- ・ 総会や役員会などの会議や意思決定の手続きに関する事項
- ・ その他協議会の運営に必要となる事項

## 12. その他

### 1) 備品購入について

地域協議会が実施する地域づくり事業に必要な備品や特殊な機材などについては、地域協議会市民会議の意見を聞き、予算化の後、交付金で地域協議会が購入し、管理することとします。

また、事務局設置に伴う備品購入費（机、椅子、電話、パソコン、プリンターなど）については、別途交付します。

### 2) 車両の取り扱いについて

地域づくり事業を実施するために車両が必要な場合は、原則、協力者の車両を利用することを原則としますが、車両提供者がいない場合は、レンタカーを借りることも可能とします。

## 13. 設立スケジュール

地域協議会は、全市域での設立を目指しますが、一斉に設立するのではなく、「自分たちの地域は自分たちでつくる」という課題解決に向けた機運が盛り上がった地域から、順次、設立することとします。

地域協議会の設立に向けたスケジュールは概ね次のとおりですが、具体的には地域ごとの協議により決定していきます。

### ① 地域協議会設立に向けた機運醸成・設立準備



- ・地域活動や地域課題の現状を踏まえ、区が中心に各種団体が集まり、地域協議会の設立準備委員会を設置します。
- ・設立準備委員会は、地域協議会の必要性や活動の方向性などについて協議し、広く参加を呼びかけます。
- ・準備委員会において、組織の役員構成、規約、スケジュールなどを検討します。市も設立に向けた情報やノウハウを積極的に提供します。

### ② 設立総会



- ・自主的・自立的な組織として地域全体の発意により設立します。

### ③ 地域住民の意識の高揚



- ・地域活動の紹介や地域での話し合い、先進事例の学習などを行う中で地域住民の自治意識を高めます。

### ④ 「地域づくりミーティング」を開催し、「地域ビジョン」を策定



- ・地域での話し合いの中から地域課題を抽出し、その解決に向け、地域の将来像や課題解決の方策を示した「地域ビジョン」を策定します。

### ⑤ 「地域づくり事業」を企画し、「地域助け合い交付金」を申請



- ・地域ビジョンに基づく「地域づくり事業」を企画し、その財源となる「地域助け合い交付金」を市に申請します。

### ⑥ 地域づくり事業の実施

- ・「地域助け合い交付金」を財源に事業を実施します。

地域協議会の制度設計にあたっては、モデル地区にて実施し、財政支援等の仕組みが地域課題の解決に有効に機能するかどうかを随時検証します。

そして、その検証結果に基づき、市民会議での検討を経て、改善しながら制度を確立し、全市域での設立を目指していきます。